

令和3年度第5回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年8月27日（金）午前9時30分から

2 開催場所 二宮町町民センター2Aクラブ室

3 出席委員

1番	野谷	和雄	7番	露木	聖一
2番	原	恵子	8番	関山	節夫
3番	秋山	啓治	9番	水島	寿徳
4番	中村	隆一	10番	野谷	茂
5番	橘川	直泰	11番	原	淳利
6番	倉持	純子	12番	井上	宗士

4 欠席委員 なし

5 事務局職員出席者

事務局長	小宮	正嗣
主事	木本	盛之

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

7番	露木	聖一	8番	関山	節夫
----	----	----	----	----	----

8 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- (3) 農地法第5条第1項ただし書き該当の届出について
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知について

9 議事

議案第7号 非農地証明について

議案第8号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

会議の状況

【議長】

それでは全員揃いましたので、第5回の総会を開催したいと思います。出席委員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまより日程第1の農業委員会総会を開催いたします。

毎日非常に暑いですから、農地パトロールは体調に気を付けて回っていただきたいと思います。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第5回総会の議事録署名委員につきましては、7番露木委員、8番関山委員にお願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。報告事項（1）農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、事務局より朗読及び説明をお願いします。

【事務局】

一 報告事項（1）朗読 一

それでは説明いたします。

関係資料位置図の地図1をご覧ください。場所は、二宮町保健センターの北東、新幹線沿線に位置する市街化区域の土地です。

土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。

【議長】

報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。

続きまして、報告事項（2）農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務局より朗読および説明をお願いします。

【事務局】

一 報告事項（2）朗読 一

それでは説明いたします。

関係資料位置図の地図2をご覧ください。場所は、山西の JR 沿線に位置する市街化区域の土地となっております。

土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。

【議長】

報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。

続きまして、報告事項（3）農地法第5条第1項ただし書き該当の届出について事務局より朗読および説明をお願いします。

【事務局】

— 報告事項（3）朗読 —

それでは説明いたします。

関係資料位置図の地図3をご覧ください。電気通信事業者が行う送電用工作物や携帯電話基地局の設置に伴う農地転用は、農地法第5条第1項ただし書きに該当し、農地転用許可は不要ですが、県との事前協議が必要です。

場所は、中里の町民温水プールの西側に位置する農振農用地の土地となっております。転用の目的は携帯電話基地局を設置するものです。既に事業計画書を県に提出し、事前協議は完了しています。

隣接する農地所有者及び農道利用者へは事業者から工事について周知することとなっております。また、工事車両については、建柱工事の際は道路上に駐車しますが、保守や点検の際には設置する農地内に駐車する予定とのことです。

【議長】

報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。

続きまして、報告事項（4）農地法第18条第6項の規定による通知について事務より朗読および説明をお願いします。

【事務局】

— 報告事項（4）朗読 —

それでは説明いたします。

本件は、中間管理機構である神奈川県農業公社を利用した賃借となっているため、No. 1及びNo. 2について併せてご説明いたします。

実際の借主であるNo. 1の賃借人は、令和2年6月1日から令和7年5月31日までを期間として、農地中間管理機構である神奈川県農業公社を間に入れた利用権設定を受けていましたが、賃借人が今後耕作を続けられる見込みがなくなったため、合意解約に至り、「農地法第18条第6項の規定による通知書」が提出されました。

【議長】

報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。

続きまして、日程第4の議事に入ります。議案第7号農非農地証明について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第7号朗読 —

【議長】

続きまして、地元委員の現地確認報告をお願いします。
露木委員、お願いします。

【委員】

8月19日に一色地区農業委員および事務局で対象農地を確認いたしました。
場所は、県道の中井町との境に位置する市街化調整区域の土地です。
申請地は、航空写真から確認できるとおり、平成2年以前より幼稚園の敷地として使用され現在に至っており、農地に復元するのは難しく、非農地とすることはやむを得ないものと思われま。以上です。

【議長】

お疲れさまでした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは、補足説明いたします。
議案第7号関係資料をご覧ください。まず1ページに非農地証明願、2ページに位置図、3ページに公図の写し、4ページに経過書、5ページに現況写真、6ページに航空写真を添付しております。

経過については4ページに記載がございますが、昭和50年に幼稚園が創立され、昭和58年ごろに同園を増築した際に、当該農地上に幼稚園が建築され、以降幼稚園のエントランスとして使用されています。申請人が相続により所有権を取得してからも同様の状態で使用されており、平成2年時の航空写真からも農地として使用されていないことは確認できます。

非農地証明は、非農地と認められる土地について、農業委員会が交付することができることになっております。

非農地とは、神奈川県が定める「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定されており、6つの要件を全て満たす土地となります。1点目、10年以上が経過していること。申請地は、幼稚園のエントランスとして利用され、10年以上経過しております。2点目、農用地区域に設定されていないこと。申請地は、農用地区域外となっております。3点目、立地等の条件が、農地区分の甲種農地及び第1種農地に該当する場合には、その転用目的が立地基準に適合していること。申請地は、第2種農地ですので、該当しません。4点目、周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがないこと。申請地は、幼稚園及び道路に囲まれた土地であり、該当しません。5点目、当該土地が、農地等を含む筆の一部でないこと。申請地は、筆全体に対する申請であり、筆の一部ではありません。6点目、当該土地が、申請時から過去10年間、違反転用として追及されておらず、かつ今後追及する見込みがないこと。申請地は、今まで違反転用として追及したことはなく、今後も追及する見込みはありません。

以上のことから、非農地に該当する条件を満たしていると考えられます。委員皆様のご審議をお願いいたします。

【議長】

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

資料の航空写真は何年時のものですか。

【事務局】

平成2年度に撮影したものです。30年ほど前になります。

【委員】

申請人の親が相続した平成17年当時は、当該農地のことに気が付かなかったのでしょうか。

【事務局】

現在当該農地の課税区分は学校用地で非課税となっており、申請者が分家住宅の建築を検討した際に初めて学校用である当該地の存在を認識したとのこと。おそらく申請者の親が相続した際にも、非課税で気が付かなかったのではないかと推測されます。

【議長】

他に意見などはよろしいでしょうか。それでは、これよりお諮りします。議案第7号非農地証明について、「原案のとおり証明する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

全員挙手でございます。よって、本案は「原案のとおり証明する」といたします。

続きまして、日程第4の議事に入ります。議案第8号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第8号朗読 —

【議長】

続きまして、地元委員の現地確認報告をお願いします。

水島委員、お願いします。

【委員】

No. 1及びNo. 2について、報告いたします。

8月20日に中里地区農業委員および事務局で対象農地を確認いたしました。No. 1及びNo. 2について、対象農地の場所は、中里の西坂(にしざか)に位置する農用地区域の農地で、面積の合計は1,533㎡です。

借受予定者が耕作する農地は、適切に耕作されており、対象農地を含め効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われます。

【議長】

お疲れさまでした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

本議案については、中間管理機構である神奈川県農業公社を利用した賃借となっているため、地権者から中間管理機構、中間管理機構から借主への権利設定について一括で審議することとなります。

では、No. 1及びNo. 2について補足説明いたします。議案第8号関係資料をご覧ください。No. 1は地権者から中間管理機構へ農地を貸し付けする案件となっており、1ページから4ページに農地中間管理事業農用地利用集積計画申出書を添付しております。

No. 2については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付けする案件となっており、5ページから9ページに一括方式による集積計画を添付しております。また、当案件に係る位置図は10ページに、公図の写しは11ページに添付しております。露地野菜を栽培する利用目的となっており、新規申請となっております。

借主が耕作する農地については、農地パトロール等で適正に管理・耕作されていることが確認出来ており、特段問題はないと思われます。

農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。以上、ご審議をお願いいたします。

【議長】

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

申請者について、初めての利用権設定ではないと思いますが、他にどこで耕作されていますか。

【事務局】

一色の高道と二股で3か所利用権を設定し、耕作されています。

【委員】

当該地には以前鶏がいましたが、利用権を設定してからでないとい県が届出を受理できないという事で、鶏は移動しています。

【事務局】

補足説明しますと、地権者が管理している段階では鶏はいたようですが、現在鶏は移動されています。借受予定者は利用権を設定した後に鶏の届出をするよう、県からも指導を受けているようです。

【議長】

他に意見などはよろしいでしょうか。それでは、これよりお諮りします。議案第8号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

全員挙手でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」ことといたします。本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前10時10分閉会